

#### 4. ご利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

##### 【ご利用料金】

サービス内容		基本単位	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
身体介護	20分未満	163単位	163円	326円	489円
	20分～30分未満	244単位	244円	488円	732円
	30分～1時間未満	387単位	387円	774円	1,161円
	1～1時間半未満	567単位	567円	1,134円	1,701円
	以後30分増すごと	約82単位増	+82円	+164円	+246円
生活援助	20分～45分未満	179単位	179円	358円	537円
	45分以上	220単位	220円	440円	660円
身体生活 (混合)	身体介護に引き続き生活援助が20分以上45分未満	身体介護単位 +65単位	身体介護単位 +65円	身体介護単位 +130円	身体介護単位 +195円
	身体介護に引き続き生活援助が45分以上70分未満	身体介護単位 +130単位	身体介護単位 +130円	身体介護単位 +260円	身体介護単位 +390円
	身体介護に引き続き生活援助が70分以上	身体介護単位 +195単位	身体介護単位 +195円	身体介護単位 +390円	身体介護単位 +585円
通院等乗降介助		97単位	97円	194円	291円
特定事業所加算Ⅱ		所定単位数の合計に対し10%増			
特別地域訪問介護加算		所定単位数の合計に対し15%増			
初回加算		200単位	200円	400円	600円
緊急時訪問介護加算		100単位	100円	200円	300円
介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の合計に対し24.5%増 ※支給限度額管理の対象外の算定項目			

※早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）は加算（25%増）があります。

※やむを得ず、2人のホームヘルパーで援助した場合はご利用料金が2倍になります。